

徳島東部都市計画公園の変更（徳島市決定）

都市計画公園中 2・2・12号寺島公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	2・2・12	寺島公園	徳島市新蔵町1丁目、幸町3丁目及び中洲町1丁目の各地内	約0.25ha	新蔵町1丁目36番2他を区域から除く。  変更前 約0.43ha

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

当該公園は、「徳島文化芸術ホール（仮称）整備事業」の計画区域に含まれており、事業の実施により、文化芸術の創造・発信拠点となる「徳島文化芸術ホール（仮称）」が整備されることは、市民・県民の公益の向上に資すると考えられるため、公園区域を変更する。